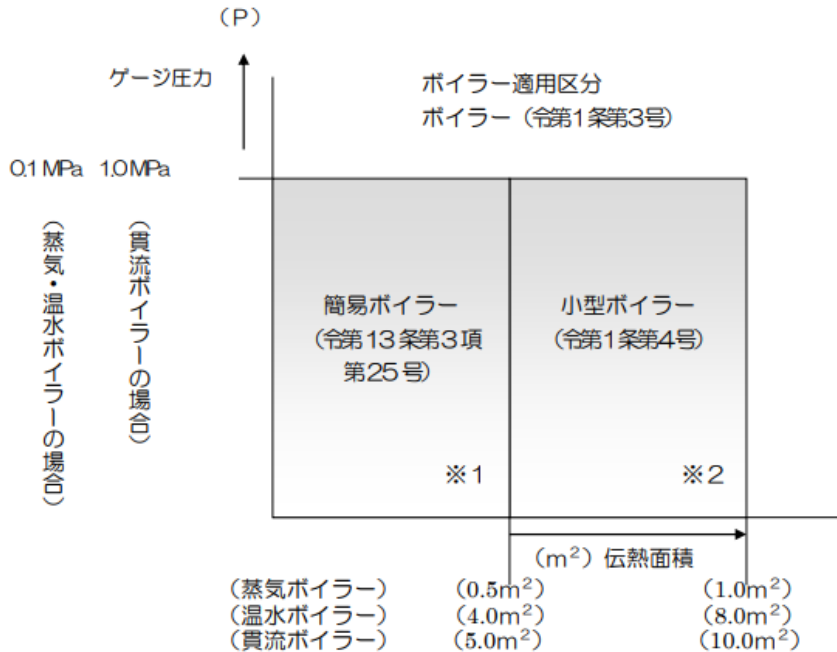


法令に関する情報



- ※1 気水分離器を有するものでは内径 200 mm以下で内容積が 0.02m³以下のものに限る
- ※2 気水分離器を有するものでは内径 300 mm以下で内容積が 0.07m³以下のものに限る
- ※ また、多管式の小型及び簡易ボイラーは管寄せの内径が 150 mm以下のものに限る

◆ボイラー構造規格

- ・検査証の1年間の更新を受ける場合は、性能検査が必要です。
(法第41条、ポ則第37、38、39条)
- ・毎月の自主検査とその記録の3年間保存が義務付けられています。
(ポ則第32条)
- ・特級・一級・二級ボイラー技士、ボイラー取扱技能講習修了者による業務
(法第45条、ポ則第23条)

◆小型ボイラー構造規格

- ・1回/年の自主検査とその記録の3年間保存が義務付けられています。
定期自主検査 (法第45条、ポ則第94条)
- ・事業者は、小型ボイラーの取扱いの業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。
(ポ則第92条)
- ※ ZMP 契約、ZM 契約を締結し毎年1回の定期点検を実施していただいている場合は1回/年の自主検査を弊社にて代行していますので、点検レポートの3年間の保存をお願いします。

◆簡易ボイラー等構造規格

- ・取扱説明書にそった安全な取り扱いをお願いします。
※法令では、検査義務等のない製品につきましても、点検・整備を実施しておりますので、担当営業所又は販売店にお気軽にお申し付けください。

◆第一種・小型・第二種 圧力容器構造規格 (弊社製品：クローズドドレン回収装置、リボイラ等)

- ・圧力容器についても、法令の適用区分により、就業制限や検査、定期点検の実施・記録の保存等が義務付けられています。詳細は弊社担当営業所又は販売店にご確認をお願いします。

◆検査規格の適用外品 (弊社製品：無圧温水ヒータ、真空温水ヒータ等)

- ・取扱説明書にそった安全な取り扱いをお願いします。
※法令では、検査義務等のない製品につきましても、点検・整備を実施しておりますので、担当営業所又は販売店にお気軽にお申し付けください。

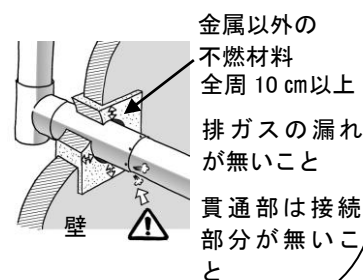
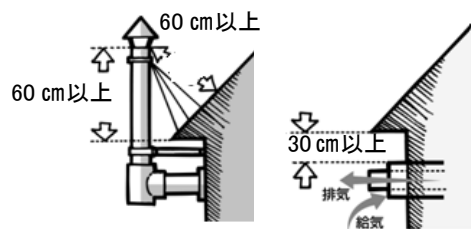
※法：労働安全衛生法、令：労働安全衛生法施行令、ポ則：ボイラー及び圧力容器安全規則
 ※構造規格は、取扱説明書の仕様に記載していますのでご確認をお願いします。
 ※上記以外に、火災予防条例、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、河川法、下水道法、建築基準法、騒音規制法等がございますので、ご確認をお願いします。

安全設置確認のお願い

製品を安全にご使用いただくために、下記の事項をご確認ください。

<排気筒の設置>

- ・先端が安全な場所に、大気開放されていますか？
- ・破損、亀裂、詰まり、閉塞はありませんか？
- ・排気筒のつなぎ目、壁貫通部からの漏れがありませんか？
- ・壁貫通部が断熱処理されていますか？
- ・排気筒が可燃物（外壁、軒先、落ち葉、鳥の巣など）に近接していませんか？
- ・排気筒周辺、壁貫通部等に可燃物はありませんか？
- ・自重、風圧、振動等に対して十分耐え、接続部が容易に外れないよう堅固に取付けられていますか？
- ・積雪が予想される場合、給排気筒トップは周囲の積雪や落雪に阻害されないようになっていますか？
- ・建物と一体となった、煙突に接続されている場合、点検口がありますか？
- ・排気筒は通風力が確保されていますか？
- ・フード、換気ダクトへ排気筒が接続されていませんか？
- ・屋根、壁等の貫通部は、一切の接続部分を持たずに排気筒を貫通させていますか？

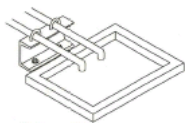


<換気設備（給排気）>

- ・ボイラ室に、換気扇、給排気口が据え付けられ燃焼に必要な空気量は確保されていますか？

<ブロー配管>

- ・ブローによる反動で配管が動いたりしませんか？
- ・末端がピット等の安全な場所に開放されていますか？
- ・ボイラ排水は環境に影響を及ぼす水質です。法令・条例の規制値を超えない処理をされていますか？



<蒸気配管>

- ・可燃性の貫通部が断熱処理されていますか？

<安全弁の 吹き出し配管>

- ・吹き出し配管の末端が危険のない方向へ開放されていますか？
- ・吹き出しによる反動で吹き出し配管が動いたりしませんか？

<本体設置>

- ・本体と可燃物との距離は十分ですか？
- ・アンカボルトで確実に固定されていますか？
- ・木質や可燃性の床に設置されていませんか？

<燃料配管>

- ・燃料配管に燃料漏れはありませんか？

施工に関して

- 1) 排気筒（煙突）は、排ガスが人体や周りの環境に有害な影響が出ないように、安全な場所に大気開放されているか、破損、亀裂、詰まりがないか、排気筒のつなぎ目から漏れがないか確認してください。確実に行われていないと、排ガス漏れによる中毒事故・火災のおそれがあります。
- 2) 燃料がガス焚きの場合は、万一のガス漏れに備えて、ガス漏れ警報器の設置を推奨します。ガス漏れ警報器の設置は、ガス事業者若しくは販売事業者へお問い合わせください。

ボイラ本体に関して

- 1) 異常音、異臭、黒煙、燃料漏れ等の異常に気づいたときは、すぐに運転スイッチをOFFにし、燃料元弁を閉じてください。
- 2) 運転中は操作部以外には、触れないでください。感電・やけど等のおそれがあります。
- 3) ボイラを安全に、ご使用いただくために法令（条例）等を遵守のうえ、ご使用ください。
- 4) 弊社に相談なく改造や修理を行うことは安全に関して重大な影響をおよぼすおそれがあります。
- 5) 製品を安全にお使いいただくため、必ず「取扱説明書」にそった正しい取り扱いをしてください。
- 6) 日常の点検・維持管理は、機器を使用されているお客様の責任で行ってください。

不具合、異常が見られる場合は使用を中止し、お買上げの販売店（施工会社）にご連絡ください。